

学校現場の業務改善計画

平成29年 9月策定
平成30年10月改定
令和元年11月改定
佐賀県教育委員会

1 計画策定の趣旨

これまでも県教育委員会は、学校現場の業務改善に取り組んできたが、教職員の長時間勤務や病気休職等の状況から判断すれば、多忙化解消につながる取組の実効性が十分とは言えない現状にある。教職員が児童生徒と関わる時間、自らの専門性の向上につながる研修等に充てる時間、自らの心身の健康の保持につながる余暇活動等に充てる時間を十分確保するために、市町教育委員会と連携して、学校現場の業務改善を確実に図ることが重要かつ喫緊の課題である。教職員にとって健康的でやりがいを感じる職場環境を整備することで、質の高い指導や個々の特性に応じた丁寧な指導など健全な教育活動を推進する。

2 基本的な考え方

教職員が健康的に日々の業務に従事できる環境を整備することは、学校設置者の責務であり、そうした職場環境こそが、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む質の高い教育を持続的に実践していくための基盤となる。

3 目標

教職員の時間外勤務と病気休職者数の縮減を実現する。

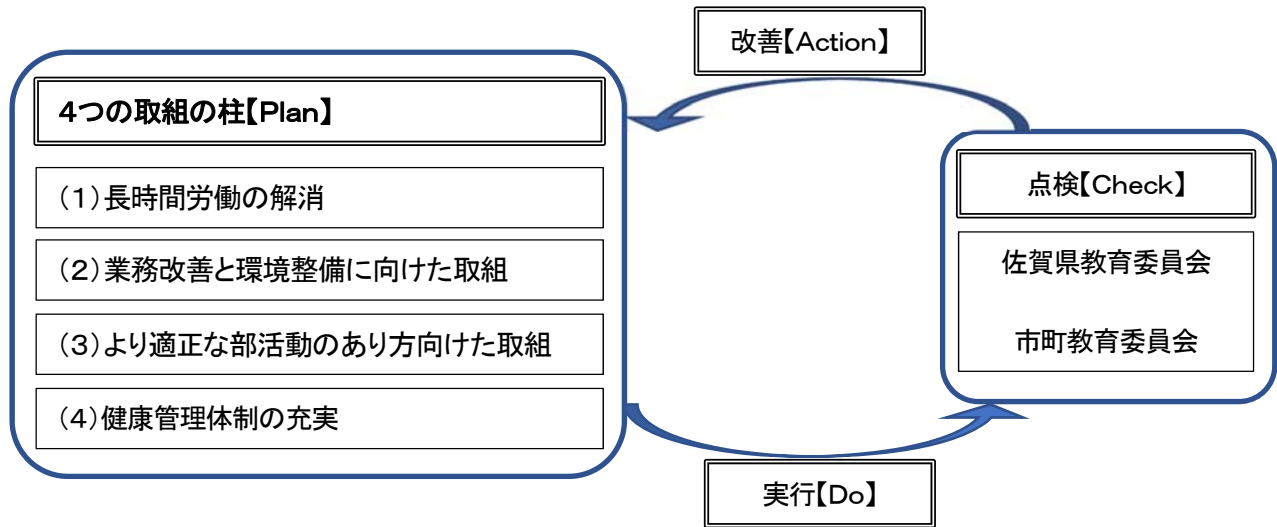
平成30～令和2年度までの3年間で、下に掲げる目標の実現を目指す。

3年後には、県立学校の教職員の月間平均時間外勤務時間数をすべての校種で月45時間以下とする。

改正労働基準法において、労働時間を延長して労働させることができる限度時間は、1ヶ月当たり45時間である。

平成29年度の県立学校の時間外勤務時間数の実績で、県立中学校における月間時間外勤務時間数の教職員平均が57時間45分である。

4 取組の柱・進捗状況の点検



5 目標達成に向けた具体的な取組

取組の柱	教育委員会が行う取組	学校が行う取組
(1) 長時間労働の解消	<ul style="list-style-type: none"> 「勤務時間の適正化」「時間外勤務の縮減」「休暇の使用促進」等に係る通知を定期的に発出し、教職員の働き方に関する意識改革を推進する。 時間外勤務の実態を把握し、必要に応じて対策を講じる。 長期休業中の学校閉庁日を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 休暇を取得しやすい職場環境づくりに努める。 定時退勤日の実施を徹底する。 職員会議の時間短縮と定刻終了に努める。 長期休業中の学校閉庁日の設定及び時間外勤務の解消に努める。 管理職は教職員の在勤時間等の実態を正確に把握する。
(2) 業務改善と環境整備に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 学校を対象とする照会・会議を厳選する。 教員を対象にした研修を精選し、適正化を推進する。 効果があった取組事例などを各学校に紹介し、業務の見直しを働きかける。 「チーム学校」の一層の充実に向けて、専門スタッフ等の配置拡充に努める。 教育行政職の標準的職務を改定し、教育行政職が学校経営への参画推進の環境を整備する。 教職員定数の改善を国に要請する。 統合型校務支援システム等のICTの活用を推進し、事務処理の効率化に努める。 教科等各種部会に、効率的な団体運営を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校行事や会議の精選・効率化に努める。 特定の職員に負担がかかることがないよう校務分掌の平準化を図る。 教諭が行っている業務の一部を教育行政職員が行い、教育行政職の学校経営への参画を進める。 統合型校務支援システムの活用やパソコン共有フォルダや校内LANを活用し情報共有を充実させ業務の効率化を図る。 外部の専門家や専門機関、地域等との連携・協力体制の充実・強化を図る。

取組の柱	教育委員会が行う取組	学校が行う取組
(3) より適正な部活動のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「運動部活動の在り方に関する指針」及び「文化部活動の在り方に関する方針」を周知徹底し、適正な部活動の運営を図るよう指導する。 ・ 顧問の複数配置や外部指導者の活用を推奨する。 ・ 関係組織（中体連、高体連、体育協会、各競技団体など）と適切な大会開催時期や部活動運営のあり方について協議を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校の運動部活動に係る活動方針」及び「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定し、より適正な部活動の運営を図る。 ・ 休養日を設定し実践する。 ・ 一つの部に複数の顧問を配置できるように部活動の数の適正化に努める。 ・ 管理職は各部の活動内容・日数・時間・休養日の現状を把握し、適正な運営を徹底する。 ・ 地域の社会体育や外部指導員を活用し児童生徒のニーズを満たし、教職員の負担軽減を図る。
(4) 健康管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員のメンタルヘルス対策を推進する。 ・ 効果的なストレスチェックのあり方について検討する。 ・ 管理職のメンタルヘルスに関する専門性の向上を図るための取組を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職は時間外勤務が多い教職員に対する産業医による面接を奨励する。 ・ 衛生委員会の議事内容を再検討し、職場環境の改善につなげる。 ・ 悩みなどを相談しやすい職場の雰囲気づくりに努める。 ・ 管理職は共済組合が行う各種相談事業の周知を図る。

6 進捗管理

県教育委員会は市町教育委員会と連携して、時間外勤務や病気休職の状況を確認するとともに、業務改善に向けた取組が効果的に実施されているかについて分析を行い、進捗状況を把握する。そして、必要に応じて、小中学校長会や県立学校長会において取組の徹底を依頼するなど、様々な角度から最善の策を講じていくことで、掲げた目標の達成を目指す。